

所得税法等の一部を改正する等の法律案新旧対照表

改 正 案

現

行

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

目次

第一編 総則

第一章 通則(第一条―第四条)

第二章 納税義務(第五条・第六条)

第三章 課税所得の範囲(第七条―十一条)

第四章 所得の帰属に関する通則(第十二条―第十四条)

第五章 納税地(第十五条―二十条)

第二編 居住者の納税義務

第一章 通則(第二十一条)

第二章 課税標準及びその計算並びに所得控除

第一節 課税標準(第二十二条)

第二節 各種所得の金額の計算

第一款 所得の種類及び各種所得の金額(第二十三条―第三十五条)

第二款 所得金額の計算の通則(第三十六条―第三十八条)

第三款 収入金額の計算(第三十九条―第四十四条の二)

第四款 必要経費等の計算

第一目 家事関連費、租税公課等(第四十五条・第四十六条)

第二目 資産の評価及び償却費(第四十七条―第五十条)

第三目 資産損失(第五十一条)

第四目 引当金(第五十二条―第五十五条)

第五目 親族が事業から受ける対価(第五十六条・第五十七条)

第六目 給与所得者の特定支出(第五十七条の二)

第四款の二 外貨建取引の換算(第五十七条の三)

第五款 資産の譲渡に関する総収入金額並びに必要経費及び取得費の計算の特例(第五十七条の四―第六十二条)

第六款 事業を廃止した場合等の所得計算の特例(第六十三条・第六十四

目次

第一編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第三章 同上

第四章 同上

第五章 同上

第二編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第一目 同上

第二目 同上

第三目 同上

第四目 同上

第五目 同上

第六目 給与所得者の特定支出(第五十七条の二)

第五款 資産の譲渡に関する総収入金額並びに必要経費及び取得費の計算の特例(第五十八条―第六十二条)

第六款 同上

条)

第七款 収入及び費用の帰属の時期の特例(第六十五条―第六十七条)

第八款 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目(第六十八条)

第三款 損益通算及び損失の繰越控除(第六十九条―第七十一条)

第四節 所得控除(第七十二条―第八十八条)

第三章 税額の計算

第一節 税率(第八十九条―第九十一条)

第二節 税額控除(第九十二条―第九十五条)

第四章 税額の計算の特例(第九十六条―第一百三条)

第五章 申告、納付及び還付

第一節 予定納税

第一款 予定納税(第一百四十一条―第一百四十二条)

第二款 特別農業所得者の予定納税の特例(第一百七十一条―第一百八十条)

第三款 予定納税額の減額(第一百八十一条―第一百八十四条)

第四款 予定納税額の納付及び徴収に関する特例(第一百五十五条―第一百九

条)

第二節 確定申告並びにこれに伴う納付及び還付

第一款 確定申告(第二百二十一条―第二百二十三条)

第二款 死亡又は出国の場合の確定申告(第二百二十四条―第二百二十七条)

第三款 納付(第二百二十八条―第二百三十条)

第四款 延納(第三百三十一条―第三百三十七条)

第五款 還付(第三百三十八条―第三百四十二条)

第三節 青色申告(第四百三十一条―第四百五十一条)

第六章 更正の請求の特例(第四百五十二条―第四百五十三条)

第七章 更正及び決定(第四百五十四条―第四百六十条)

第三編 非居住者及び法人の納税義務

第一章 国内源泉所得(第四百六十一条―第四百六十三条)

第二章 非居住者の納税義務

第一節 通則(第四百六十四条)

第二節 非居住者に対する所得税の総合課税

第一款 課税標準、税額等の計算(第四百六十五条)

第二款 申告、納付及び還付(第四百六十六条)

第三款 更正の請求の特例(第四百六十七条)

第七款 同上

第八款 同上

第三款 同上

第四節 同上

第三章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第四章 同上

第五章 同上

第一節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第二節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第五款 同上

第三節 同上

第六章 同上

第七章 同上

第三編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 更正及び決定（第六十八條）

第三節 非居住者に対する所得税の分離課税（第六十九條―第七十三條）

第三章 法人の納税義務

第一節 内国法人の納税義務（第七十四條―第七十七條）

第二節 外国法人の納税義務（第七十八條―第八十條の二）

第四編 源泉徴収

第一章 利子所得及び配当所得に係る源泉徴収（第八十一條・第八十二條）

第二章 給与所得に係る源泉徴収

第一節 源泉徴収義務及び徴収税額（第八十三條―第八十九條）

第二節 年末調整（第九十條―第九十三條）

第三節 給与所得者の源泉徴収に関する申告（第九十四條―第九十八條）

第三章 退職所得に係る源泉徴収（第九十九條―第二百三條）

第三章の二 公的年金等に係る源泉徴収（第二百三條の二―第二百三條の六）

第四章 報酬、料金等に係る源泉徴収

第一節 報酬、料金、契約金又は賞金に係る源泉徴収（第二百四條―第二百六條）

第二節 生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収（第二百七條―第二百九條）

第三節 定期積金の給付補てん金等に係る源泉徴収（第二百九條の二・第二百九條の三）

第四節 匿名組合契約等の利益の分配に係る源泉徴収（第二百十條・第二百十一條）

第五章 非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収（第二百十二條―第二百十五條）

第六章 源泉徴収に係る所得税の納期の特例（第二百十六條―第二百十九條）

第七章 源泉徴収に係る所得税の納付及び徴収（第二百二十條―第二百二十三條）

第五編 雑則

第一章 支払調書の提出等の義務（第二百二十四條―第二百三十一條）

第二章 その他の雑則（第二百三十一條の二―第二百三十七條）

第六編 罰則（第二百三十八條―第二百四十四條）

第四款 同上

第三節 同上

第三章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第四編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第三章 同上

第三章の二 同上

第四章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第四節 同上

第五章 同上

第六章 同上

第七章 同上

第五編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第六編 同上

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 三 省 略

四 非永住者 居住者のうち、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去十年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が五年以下である個人をいう。

五 十四 省 略

十五 公社債投資信託 証券投資信託のうち、その信託財産を公社債に対する投資として運用することを目的とするもので、株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する投資口を含む。第二十四条（配当所得）、第二十五条（配当等とみなす金額）、第五十七条の四第三項（株式交換等に係る譲渡所得等の特例）、第七十六条第一項（信託財産に係る利子等の課税の特例）、第二百二十四条の三第二項第一号（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）及び第二百五条第一項第二号（支払調書及び支払通知書）において同じ。）又は出資に対する投資として運用しないものをいう。

十五の二 三十一 省 略

三十二 勤労学生 次に掲げる者で、自己の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得（以下この号において「給与所得等」という。）を有するもののうち、合計所得金額が六十五万円以下であり、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る部分の金額が十万円以下であるものをいう。

イ 省 略

ロ 国、地方公共団体又は私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条（定義）に規定する学校法人、同法第六十四条第四項（私立専修学校及び私立各種学校）の規定により設立された法人若しくはこれらに準ずるものとして政令で定める者の設置した学校教育法第八十二条の二（専修学校）に規定する専修学校又は同法第八十三条第一項（各種学校）に規定する各種学校の生徒で政令で定める課程を履修するもの

ハ 省 略

三十三 四十八 省 略

2 省 略

(定義)

第二条 同 上

一 三 同 上

四 非永住者 居住者のうち、国内に永住する意思がなく、かつ、現在まで引き続いて五年以下の期間国内に住所又は居所を有する個人をいう。

五 十四 同 上

十五 公社債投資信託 証券投資信託のうち、その信託財産を公社債に対する投資として運用することを目的とするもので、株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する投資口を含む。第二十四条第二項（配当所得）、第二十五条（配当等の額とみなす金額）、第七十六条第一項（信託財産に係る利子等の課税の特例）、第二百二十四条の三第二項第一号（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）及び第二百五条第一項第二号（支払調書及び支払通知書）において同じ。）又は出資に対する投資として運用しないものをいう。

十五の二 三十一 同 上

三十二 同 上

イ 同 上

ロ 国、地方公共団体又は私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条（定義）に規定する学校法人、同法第六十四条第四項（私立専修学校及び私立各種学校）の規定により設立された法人若しくはこれらに準ずるものとして政令で定める法人の設置した学校教育法第八十二条の二（専修学校）に規定する専修学校又は同法第八十三条第一項（各種学校）に規定する各種学校の生徒で政令で定める課程を履修するもの

ハ 同 上

三十三 四十八 同 上

2 同 上

3 この法律（第九十二条（配当控除）を除く。）において、「利益の配当」には

(居住者及び非居住者の区分)

第三条 省 略

2 前項に定めるもののほか、居住者及び非居住者の区分に関し、個人が国内に住所を有するかどうかの判定について必要な事項は、政令で定める。

(無記名公社債の利子等の帰属)

第十四条 無記名の公社債、無記名の株式又は無記名の貸付信託、投資信託若しくは特定目的信託の受益証券について、その元本の所有者以外の者が利子、剰余金の配当(第二十四条第一項(配当所得)に規定する剰余金の配当をいう。)又は収益の分配(以下この条において「利子等」という。)の支払を受ける場合には、その利子等については、その元本の所有者が支払を受けるものとみなして、この法律(第二百二十四条第二項及び第三項(利子、配当、償還金等の受領者の告知)並びにこれらに係る罰則を除く。)の規定を適用する。

2 省 略

(源泉徴収に係る所得税の納税地)

第十七条 第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等の支払をする者その他第四編第一章から第六章まで(源泉徴収)に規定する支払をする者のその支払につき源泉徴収をすべき所得税の納税地は、その者の事務所、事業所その他これらに準ずるものでその支払事務を取り扱うもののその支払の日における所在地とする。ただし、公社債の利子、内国法人が支払う第二十四条第一項(配当所得)に規定する剰余金の配当その他の政令で定めるものについては、その支払をする者の本店又は主たる事務所の所在地その他の政令で定める場所とする。

(配当所得)

第二十四条 配当所得とは、法人(法人税法第二条第六号(定義)に規定する公益法人等及び人格のない社団等を除く。)から受ける剰余金の配当(株式又は出資

、利息の配当及び商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十三条ノ五第一項(中間配当)又は資産の流動化に関する法律第二百一条(中間配当)に規定する金銭の分配その他これに類する金銭の分配として政令で定めるものを含むものとする。

(居住者及び非居住者等の区分)

第三条 同 上

2 前項に定めるもののほか、居住者及び非居住者並びに非永住者及び非永住者以外の居住者の区分に関し、個人が国内に住所を有するか又は居住者が国内に永住する意思があるかどうかの判定について必要な事項は、政令で定める。

(無記名公社債の利子等の帰属)

第十四条 無記名の公社債、無記名の株式又は無記名の貸付信託、投資信託若しくは特定目的信託の受益証券について、その元本の所有者以外の者が利子、利益の配当又は収益の分配(以下この条において「利子等」という。)の支払を受ける場合には、その利子等については、その元本の所有者が支払を受けるものとみなして、この法律(第二百二十四条第二項及び第三項(利子、配当、償還金等の受領者の告知)並びにこれらに係る罰則を除く。)の規定を適用する。

2 同 上

(源泉徴収に係る所得税の納税地)

第十七条 第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等の支払をする者その他第四編第一章から第六章まで(源泉徴収)に規定する支払をする者のその支払につき源泉徴収をすべき所得税の納税地は、その者の事務所、事業所その他これらに準ずるものでその支払事務を取り扱うもののその支払の日における所在地とする。ただし、公社債の利子、内国法人が支払う利益の配当その他の政令で定めるものについては、その支払をする者の本店又は主たる事務所の所在地その他の政令で定める場所とする。

(配当所得)

第二十四条 配当所得とは、法人(法人税法第二条第六号(定義)に規定する公益法人等及び人格のない社団等を除く。)から受ける利益の配当、剰余金の分配(

に係るものに限るものとし、資本剰余金の額の減少に伴うもの及び分割型分割（同条第十二号の九に規定する分割型分割をいう。以下この項において同じ。）によるものを除く。）、利益の配当（資産の流動化に関する法律第一百五十一条（中間配当）に規定する金銭の分配を含むものとし、分割型分割によるものを除く。）、剰余金の分配（出資に係るものに限る。）、基金利息（保険業法（平成七年法律第五号）第五十五条第一項（基金利息の支払等の制限）に規定する基金利息をいう。）並びに投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定目的信託の収益の分配（以下この条において「配当等」という。）に係る所得をいう。

2 省略

（配当等とみなす金額）

第二十五条 法人（法人税法第二条第六号（定義）に規定する公益法人等及び人格のない社団等を除く。以下この項において同じ。）の同条第十四号に規定する株主等が当該法人の次に掲げる事由により金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額が当該法人の同条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額のうちその交付の基因となつた当該法人の株式又は出資に対応する部分の金額を超えるときは、この法律の規定の適用については、その超える部分の金額に係る金銭その他の資産は、前条第一項に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなす。

一・二 省略

三 当該法人の資本の払戻し（株式に係る剰余金の配当（資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。）のうち、法人税法第十二号の九に規定する分割型分割によるもの以外のものをいう。）又は当該法人の解散による残余財産の分配

四 当該法人の自己の株式又は出資の取得（証券取引法第二条第十六項（定義）に規定する証券取引所の開設する市場における購入による取得その他の政令で定める取得及び第五十七条の四第三項第一号から第三号まで（株式交換等に係る譲渡所得等の特例）に掲げる株式又は出資の同項に規定する場合に該当する場合における取得を除く。）

五 当該法人の出資の消却（取得した出資について行うものを除く。）、当該法

出資に係るものに限る。）、基金利息（保険業法（平成七年法律第五号）第五十五条第一項（基金利息の支払等の制限）に規定する基金利息をいう。）並びに投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定目的信託の収益の分配（以下この条において「配当等」という。）に係る所得をいう。

2 同上

（配当等の額とみなす金額）

第二十五条 法人（法人税法第二条第六号（定義）に規定する公益法人等及び人格のない社団等を除く。以下この項において同じ。）の同条第十四号に規定する株主等が当該法人の次に掲げる事由により金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額が当該法人の同条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十六号の二に規定する連結個別資本金等の額のうちその交付の基因となつた当該法人の株式（出資を含む。以下この項において同じ。）に対応する部分の金額を超えるときは、この法律の規定の適用については、その超える部分の金額は、利益の配当又は剰余金の分配の額とみなす。

一・二 同上

三 当該法人の資本若しくは出資の減少（株式が消却されたものを除く。）又は当該法人の解散による残余財産の分配

四 当該法人の株式の消却（取得した株式について行うものを除く。）

五 当該法人の自己の株式の取得（証券取引法第二条第十六項（定義）に規定する証券取引所の開設する市場における購入による取得その他の政令で定める取得を除く。）

六 当該法人からの社員の退社又は脱退による持分の払戻し

人の出資の払戻し、当該法人からの社員その他の出資者の退社若しくは脱退による持分の払戻し又は当該法人の株式若しくは出資を当該法人が取得することなく消滅させること。

六 当該法人の組織変更（当該組織変更の際して当該組織変更をした当該法人の株式又は出資以外の資産を交付したものに限る。）

2 前項に規定する株式又は出資に対応する部分の金額の計算の方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（収入金額）

第三十六条 省 略

2 省 略

3 無記名の公社債の利子、無記名の株式の剰余金の配当（第二十四条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当をいう。）又は無記名の貸付信託、投資信託若しくは特定目的信託の受益証券に係る収益の分配については、その年分の利子所得の金額又は配当所得の金額の計算上収入金額とすべき金額は、第一項の規定にかかわらず、その年において支払を受けた金額とする。

（国庫補助金等の総収入金額不算入）

第四十二条 居住者が、各年において固定資産（山林を含む。以下この条及び次条において同じ。）の取得又は改良に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他政令で定めるこれらに準ずるもの（以下この条及び次条において「国庫補助金等」という。）の交付を受け、その年においてその国庫補助金等をもってその交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良をした場合には、その国庫補助金等の返還を要しないことがその年十二月三十一日（その者が当該取得又は改良をした後その年の中途において死亡し又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時）までに確定した場合に限り、その国庫補助金等のうちその固定資産の取得又は改良に充てた部分の金額に相当する金額は、その者の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

2 5 省 略

（家事関連費等の必要経費不算入等）

第四十五条 省 略

2 居住者が供与をする刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十八条（贈賄）

2 前項に規定する株式に対応する部分の金額の計算の方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（収入金額）

第三十六条 同 上

2 同 上

3 無記名の公社債の利子、無記名の株式の利益の配当又は無記名の貸付信託、投資信託若しくは特定目的信託の受益証券に係る収益の分配については、その年分の利子所得の金額又は配当所得の金額の計算上収入金額とすべき金額は、第一項の規定にかかわらず、その年において支払を受けた金額とする。

（国庫補助金等の総収入金額不算入）

第四十二条 居住者が、各年において固定資産（山林を含む。以下この条及び次条において同じ。）の取得又は改良に充てるための国又は地方公共団体の補助金その他政令で定めるこれに準ずるもの（以下この条及び次条において「国庫補助金等」という。）の交付を受け、その年においてその国庫補助金等をもってその交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良をした場合には、その国庫補助金等の返還を要しないことがその年十二月三十一日（その者が当該取得又は改良をした後その年の中途において死亡し又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時）までに確定した場合に限り、その国庫補助金等のうちその固定資産の取得又は改良に充てた部分の金額に相当する金額は、その者の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

2 5 同 上

（家事関連費等の必要経費不算入等）

第四十五条 同 上

に規定する賄賂又は不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十八条第一項（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）に規定する金銭その他の利益に当たるべき金銭の額及び金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額（その供与に要する費用の額がある場合には、その費用の額を加算した金額）は、その者の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入しない。

3 第一項第二号から第七号までに掲げるものの額又は前項に規定する金銭の額及び金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の価額は、第一項又は前項の居住者の一時所得の金額の計算上、支出した金額に算入しない。

第四款の二 外貨建取引の換算

（外貨建取引の換算）

第五十七条の三 居住者が、外貨建取引（外国通貨で支払が行われる資産の販売及び購入、役務の提供、金銭の貸付け及び借入れその他の取引をいう。以下この条において同じ。）を行った場合には、当該外貨建取引の金額の円換算額（外国通貨で表示された金額を本邦通貨表示の金額に換算した金額をいう。次項において同じ。）は当該外貨建取引を行った時における外国為替の売買相場により換算した金額として、その者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。

2 不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行う居住者が、先物外国為替契約等（外貨建取引によつて取得し、又は発生する資産若しくは負債の金額の円換算額を確定させる契約として財務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）により外貨建取引によつて取得し、又は発生する資産若しくは負債の金額の円換算額を確定させた場合において、当該先物外国為替契約等の締結の日においてその旨を財務省令で定めるところによりその者の当該業務に係る帳簿書類その他の財務省令で定める書類に記載したときは、当該資産又は負債については、当該円換算額をもつて、前項の規定により換算した金額として、その者の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額を計算するものとする。

3 前項に定めるもののほか、外貨建取引の換算の特例その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五款 資産の譲渡に関する総収入金額並びに必要経費及び取得費の

2 前項第二号から第七号までに掲げるものは、同項の居住者の一時所得の金額の計算上、支出した金額に算入しない。

第五款 資産の譲渡に関する総収入金額並びに必要経費及び取得費の

計算の特例

(株式交換等に係る譲渡所得の特例)

第五十七条の四 居住者が、各年において、その有する株式(以下この項において「旧株」という。)につき、その旧株を発行した法人の行った株式交換(当該法人の株主に法人税法第十二号の六の四(定義)に規定する株式交換完全親法人(以下この項において「株式交換完全親法人」という。)の株式(出資を含む。以下この項において同じ。)以外の資産(当該株主に對する剰余金の配当として交付された金銭その他の資産及び株式交換に反對する当該株主に對するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。)が交付されなかつたものに限る。)により当該株式交換完全親法人に對し当該旧株の譲渡をし、かつ、当該株式交換完全親法人の株式の交付を受けた場合には、第二十七条(事業所得)、第三十三条(譲渡所得)又は第三十五条(雑所得)の規定の適用については、当該旧株の譲渡がなかつたものとみなす。

2 居住者が、各年において、その有する株式(以下この項において「旧株」という。)につき、その旧株を発行した法人の行った株式移転(当該法人の株主に法人税法第十二号の七に規定する株式移転完全親法人(以下この項において「株式移転完全親法人」という。)の株式以外の資産(株式移転に反對する当該株主に對するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。)が交付されなかつたものに限る。)により当該株式移転完全親法人に對し当該旧株の譲渡をし、かつ、当該株式移転完全親法人の株式の交付を受けた場合には、第二十七条、第三十三条又は第三十五条の規定の適用については、当該旧株の譲渡がなかつたものとみなす。

3 居住者が、各年において、その有する次の各号に掲げる有価証券を当該各号に定める事由により譲渡をし、かつ、当該事由により当該各号に規定する取得をする法人の株式(出資を含む。以下この項において同じ。)又は新株予約権の交付を受けた場合(当該交付を受けた株式又は新株予約権の価額が当該譲渡をした有価証券の価額とおおむね同額となつていないと認められる場合を除く。)には、第二十七条、第三十三条又は第三十五条の規定の適用については、当該有価証券の譲渡がなかつたものとみなす。

一 取得請求権付株式(法人がその発行する全部又は一部の株式の内容として株主等(法人税法第十四号に規定する株主等をいう。以下この項において同じ。))が当該法人に對して当該株式の取得を請求することができる旨の定め

計算の特例

を設けている場合の当該株式をいう。) 当該取得請求権付株式に係る請求権の行使によりその取得の対価として当該取得をする法人の株式のみが交付される場合の当該請求権の行使

二 取得条項付株式(法人がその発行する全部又は一部の株式の内容として当該法人が一定の事由(以下この号において「取得事由」という。)が発生したことを条件として当該株式の取得をすることができる旨の定めを設けている場合の当該株式をいう。) 当該取得条項付株式に係る取得事由の発生によりその取得の対価として当該取得をされる株主等に当該取得をする法人の株式のみが交付される場合(その取得の対象となつた種類の株式のすべてが取得をされる場合には、その取得の対価として当該取得をされる株主等に当該取得をする法人の株式及び新株予約権のみが交付される場合を含む。)の当該取得事由の発生

三 全部取得条項付種類株式(ある種類の株式について、これを発行した法人が株主總會その他これに類するもの決議(以下この号において「取得決議」という。)によつてその全部の取得をする旨の定めがある場合の当該種類の株式をいう。) 当該全部取得条項付種類株式に係る取得決議によりその取得の対価として当該取得をされる株主等に当該取得をする法人の株式のみが交付される場合又は当該取得をする法人の株式及び新株予約権のみが交付される場合の当該取得決議

四 新株予約権付社債についての社債 当該新株予約権付社債に付された新株予約権の行使によりその取得の対価として当該取得をする法人の株式が交付される場合の当該新株予約権の行使

五 取得条項付新株予約権(新株予約権について、これを発行した法人が一定の事由(以下この号において「取得事由」という。)が発生したことを条件としてこれを取得することができる旨の定めがある場合の当該新株予約権をいい、当該新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件又は金額で交付された当該新株予約権その他の政令で定めるものを除く。) 当該取得条項付新株予約権に係る取得事由の発生によりその取得の対価として当該取得をされる新株予約権者に当該取得をする法人の株式のみが交付される場合の当該取得事由の発生

六 取得条項付新株予約権(新株予約権について、これを発行した法人が一定の事由(以下この号において「取得事由」という。)が発生したことを条件としてこれを取得することができる旨の定めがある場合の当該新株予約権をいう。) 当該取得条項付新株予約権に付された新株予約権(以下この号において「取得事由」という。)が発生したことを条件としてこれを取得することができる旨の定めがある場合の当該新株予約権をいう。

発生によりその取得の対価として当該取得をされる新株予約権者に当該取得をする法人の株式のみが交付される場合の当該取得事由の発生

4 前三項の規定の適用がある場合における居住者が取得した有価証券の取得価額の計算その他前三項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(生命保険料控除)

第七十六条 省略

2 省略

3 第一項に規定する生命保険契約等とは、次に掲げる契約又は規約のうち、当該契約又は規約に基づく保険金、年金、共済金又は一時金（これらに類する給付金を含む。）の受取人のすべてをその保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするものをいう。

一 三 省略

四 第一号に規定する生命保険会社若しくは外国生命保険会社等又は保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社若しくは同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した身体の傷害又は疾病により保険金が支払われる保険契約（第一号に掲げるもの又は政令で定めるもの及び当該外国生命保険会社等又は当該外国損害保険会社等が国外において締結したものを除く。）のうち、病院又は診療所に入院して第七十三条第二項（医療費控除）に規定する医療費を支払ったことその他の政令で定める事由に基因して保険金が支払われるもの

五 省略

4・5 省略

(地震保険料控除)

第七十七条 居住者が、各年において、自己若しくは自己と生計を一にする配偶者

その他の親族の有する家屋で常時その居住の用に供するもの又はこれらの者の有する第九条第一項第九号（非課税所得）に規定する資産を保険又は共済の目的とし、かつ、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害（以下この項において「地震等損害」という。）によりこれらの資産について生じた損失の額をてん補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金（政令で定めるものを除く。以下この項において「地震保険料」という。）を支払った場合には、その年中に支払った地震保険料の金額の合計額（その年において損害保

(生命保険料控除)

第七十六条 同上

2 同上

3 同上

一 三 同上

四 第一号に規定する生命保険会社若しくは外国生命保険会社等又は保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社若しくは同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した身体の傷害又は疾病により保険金が支払われる保険契約（第一号又は次条第二項第三号に掲げるもの及び当該外国生命保険会社等又は当該外国損害保険会社等が国外において締結したものを除く。）のうち、病院又は診療所に入院して第七十三条第二項（医療費控除）に規定する医療費を支払ったことその他の政令で定める事由に基因して保険金が支払われるもの

五 同上

4・5 同上

(損害保険料控除)

第七十七条 居住者が、各年において、自己若しくは自己と生計を一にする配偶者

その他の親族の有する家屋で常時その居住の用に供するもの若しくはこれらの者の有する第九条第一項第九号（生活用動産の譲渡所得の非課税）に規定する資産を保険若しくは共済の目的とする損害保険契約等、これらの者の身体の傷害に基因して保険金若しくは共済金が支払われる損害保険契約等又はこれらの者の身体の傷害若しくは疾病により病院若しくは診療所に入院して第七十三条第二項（医療費控除）に規定する医療費を支払ったことその他の政令で定める事由に基因して共済金が支払われる損害保険契約等に係る保険料又は掛金（以下この条において「損害保険料」という。）を支払った場合には、次の各号に掲げる場合の区分

険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもって地震保険料の払込みに充てた場合には当該剰余金又は割戻金の額（地震保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額とし、その金額が五万円を超える場合には五万円とする。）を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

に、応じ当該各号に定める金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一 その年中に支払った損害保険料のすべてが次号に規定する契約以外の契約に係るものである場合、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額

イ その年中に支払った損害保険料の金額の合計額（その年において損害保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもって損害保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額を控除した残額。以下この項において同じ。）が二千元以下である場合、当該合計額

ロ その年中に支払った損害保険料の金額の合計額が二千元を超え四千元以下である場合、二千元と当該合計額から二千元を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

ハ その年中に支払った損害保険料の金額の合計額が四千元を超える場合、三千元

二 その年中に支払った損害保険料のすべてが保険期間又は共済期間の満了後満期返戻金を支払う旨の特約のある契約その他政令で定めるこれに準ずる契約でこれらの期間が十年以上のものである場合、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額

イ その年中に支払った損害保険料の金額の合計額が一万円以下である場合、当該合計額

ロ その年中に支払った損害保険料の金額の合計額が一万円を超え二万円以下である場合、一万円と当該合計額から一万円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

ハ その年中に支払った損害保険料の金額の合計額が二万円を超える場合、一萬五千元

三 その年中に支払った損害保険料のうち第一号に規定する契約に係るものと前号に規定する契約に係るものがある場合、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額

イ その年中に支払った損害保険料の金額の合計額のうち、第一号に規定する契約に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額につき第一号の規定に準じて計算した金額と、その他の部分の金額につき前号の規定に準じて計算した金額との合計額が一萬五千元以下である場合、当該合計額

2 前項に規定する損害保険契約等とは、次に掲げる契約に附帯して締結されるもの又は当該契約と一体となつて効力を有する一の保険契約若しくは其の併行に係る契約をいう。

一 保険業法第二条第四項（定義）に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した損害保険契約のうち一定の偶然的事故によつて生ずることのある損害をてん補するもの（前条第三項第四号に掲げるもの及び当該外国損害保険会社等が国外において締結したものを除く。）

二 農業協同組合法第十条第一項第十号（共済に関する施設）の事業を行う農業協同組合の締結した建物更生共済又は火災共済に係る契約その他政令で定めるこれらに類する共済に係る契約

3 第一項の規定による控除は、地震保険料控除という。

（寄付金控除）

第七十八条 居住者が、各年において、特定寄付金を支出した場合において、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、その超える金額を、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一 省 略

二 五千円

2 4 省 略

（扶養控除）

第八十四条 居住者が扶養親族を有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、その扶養親族一人につき三十八万円（その者が特定扶養親族である場合には六十三万円とし、その者が老人扶養親族である場合には四十八万円とする。）を控除する。

ロイにより計算した金額が一万五千円を超える場合 一万五千円

2 前項に規定する損害保険契約等とは、次に掲げる契約をいう。

一 保険業法第二条第四項（定義）に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した損害保険契約のうち一定の偶然的事故によつて生ずることのある損害をてん補するもの（第三号又は前条第三項第四号に掲げるもの及び当該外国損害保険会社等が国外において締結したものを除く。）

二 農業協同組合法第十条第一項第十号（共済に関する施設）の事業を行う農業協同組合の締結した建物更生共済若しくは火災共済又は身体の傷害若しくは医療費の支出に関する共済に係る契約その他政令で定めるこれらに類する共済に係る契約

三 第一号に規定する損害保険会社若しくは外国損害保険会社等又は保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社若しくは同条第八項に規定する外国生命保険会社等の締結した身体の傷害に基因して保険金が支払われる保険契約（当該外国損害保険会社等又は当該外国生命保険会社等が国外において締結したものを除く。）

3 第一項の規定による控除は、損害保険料控除という。

（寄付金控除）

第七十八条 同上

一 同上

二 一万円

2 4 同上

（扶養控除）

第八十四条 居住者が扶養親族を有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、その扶養親族一人につき三十八万円（その者が特定扶養親族である場合には五十八万円とし、その者が老人扶養親族である場合には四十八万円とする。）を控除する。

2・3 省略

(所得控除の順序)

第八十七条 雑損控除と医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄付金控除、障害者控除、寡婦(寡夫)控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除又は基礎控除とを行う場合には、まず雑損控除を行うものとする。

2 省略

(税率)

第八十九条 居住者に対して課する所得税の額は、その年分の課税総所得金額又は課税退職所得金額をそれぞれ次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額と、その年分の課税山林所得金額の五分の一に相当する金額を同表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額に五を乗じて計算した金額との合計額とする。

百九十五万円以下の金額	百分の五
百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額	百分の十
三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額	百分の二十
六百九十五万円を超え九百万円以下の金額	百分の二十三
九百万円を超え千八百万円以下の金額	百分の三十三
千八百万円を超える金額	百分の四十

2 省略

(配当控除)

第九十二条 居住者が剰余金の配当(第二十四条第一項(配当所得)に規定する剰余金の配当をいう。以下この条において同じ。)、利益の配当(同項に規定する利益の配当をいう。以下この条において同じ。)、剰余金の分配(同項に規定する剰余金の分配をいう。以下この条において同じ。)、証券投資信託若しくは特定投資信託(法人税法第二条第二十九号の三イ(定義)に掲げる信託をいう。以下この項において同じ。))の収益の分配(第九条第一項第十一号(元本の払戻し

2・3 同上

(所得控除の順序)

第八十七条 雑損控除と医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、損害保険料控除、寄付金控除、障害者控除、寡婦(寡夫)控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除又は基礎控除とを行う場合には、まず雑損控除を行うものとする。

2 同上

(税率)

第八十九条 同上

三百三十万円以下の金額	百分の十
三百三十万円を超え九百万円以下の金額	百分の二十
九百万円を超え千八百万円以下の金額	百分の三十
千八百万円を超え三千万円以下の金額	百分の四十
三千万円を超える金額	百分の五十

2 同上

(配当控除)

第九十二条 居住者が利益の配当(商法第二百九十三条ノ五第一項(中間配当)又は資産の流動化に関する法律第二百一条第一項(中間配当)に規定する金銭の分配その他これに類する金銭の分配として政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。)、剰余金の分配、証券投資信託若しくは特定投資信託(法人税法第二条第二十九号の三イ(定義)に掲げる信託をいう。以下この項において同じ。))の収益の分配(第九条第一項第十一号(元本の払戻しに係る収益の分配の非課

に係る収益の分配の非課税)に掲げるものを含まない。以下この条において同じ。
()又は特定目的信託の収益の分配に係る配当所得(外国法人から受けるこれらの金額に係るもの(外国法人の国内にある営業所、事務所その他これらに準ずるものに信託された証券投資信託若しくは特定投資信託の収益の分配又は特定目的信託の収益の分配に係るものを除く。))を除く。以下この条において同じ。))を有する場合には、その居住者のその年分の所得税額(前節(税率)の規定による所得税の額をいう。以下この条において同じ。))から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。

一 その年分の課税総所得金額が千万円以下である場合 次に掲げる配当所得の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額

イ 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、特定投資信託の収益の分配及び特定目的信託の収益の分配(以下この項において「剰余金の配当等」という。))に係る配当所得 当該配当所得の金額に百分の十を乗じて計算した金額

ロ 省略

二 その年分の課税総所得金額が千万円を超え、かつ、当該課税総所得金額から証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が千万円以下である場合 次に掲げる配当所得の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額

イ 剰余金の配当等に係る配当所得 当該配当所得の金額に百分の十を乗じて計算した金額

ロ 省略

三 前二号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる配当所得の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額

イ 剰余金の配当等に係る配当所得 当該配当所得の金額のうち、当該課税総所得金額から千万円とロに掲げる配当所得の金額との合計額を控除した金額に達するまでの金額については百分の五を、その他の金額については百分の十をそれぞれ乗じて計算した金額の合計額

ロ 省略

2・3 省略

(予定納税額に係る延滞税の特例)

第百十九条 次の各号に掲げる予定納税額について国税通則法第六十条第二項(延

税)に掲げるものを含まない。以下この条において同じ。))又は特定目的信託の収益の分配に係る配当所得(外国法人から受けるこれらの金額に係るもの(外国法人の国内にある営業所、事務所その他これらに準ずるものに信託された証券投資信託若しくは特定投資信託の収益の分配又は特定目的信託の収益の分配に係るものを除く。))を除く。以下この条において同じ。))を有する場合には、その居住者のその年分の所得税額(前節(税率)の規定による所得税の額をいう。以下この条において同じ。))から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。

一 同上

イ 利益の配当、剰余金の分配、特定投資信託の収益の分配及び特定目的信託の収益の分配(以下この項において「利益の配当等」という。))に係る配当所得 当該配当所得の金額に百分の十を乗じて計算した金額

ロ 同上

二 同上

イ 利益の配当等に係る配当所得 当該配当所得の金額に百分の十を乗じて計算した金額

ロ 同上

三 同上

イ 利益の配当等に係る配当所得 当該配当所得の金額のうち、当該課税総所得金額から千万円とロに掲げる配当所得の金額との合計額を控除した金額に達するまでの金額については百分の五を、その他の金額については百分の十をそれぞれ乗じて計算した金額の合計額

ロ 同上

2・3 同上

(予定納税額に係る延滞税の特例)

第百十九条 次の各号に掲げる予定納税額について国税通則法第六十条第二項(延

滞税)の規定により延滞税の額の計算をする場合には、当該各号に掲げる期間は、その計算の基礎となる期間に算入しないものとし、同項中「納期限(延納又は物納の許可の取消しがあつた場合には、その取消しに係る書面が発せられた日。以下この項並びに第六十三条第一項、第四項及び第五項(納税の猶予等の場合の延滞税の免除)において同じ。)までの期間又は納期限」とあるのは、「所得税法第九十九条各号に掲げる期間の末日」とする。

一 三 省 略

(確定所得申告)

第二百二十条 省 略

2 省 略

3 次の各号に掲げる居住者が第一項の規定による申告書を提出する場合には、政令で定めるところにより、当該各号に定める書類を当該申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。

一 第一項の規定による申告書に雑損控除、医療費控除、社会保険料控除(第七十四条第二項第五号(社会保険料控除)に掲げる社会保険料に係るものに限る。)、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除又は寄付金控除に関する事項の記載をする居住者 これらの控除を受ける金額の計算の基礎となる金額その他の事項を証する書類

二 省 略

三 その年において第四編第二章(給与所得に係る源泉徴収)、第三章(退職所得に係る源泉徴収)又は第三章の二(公的年金等に係る源泉徴収)の規定により源泉徴収をされる給与所得、退職所得又は第三十五条第三項(公的年金等の定義)に規定する公的年金等に係る雑所得を有する居住者 第二百二十六条第一項から第三項まで及び第四項ただし書(源泉徴収票)の規定により交付される源泉徴収票

4 省 略

5 その年において非永住者であつた期間を有する居住者が第一項の規定による申告書を提出する場合には、その者の国籍、国内に住所又は居所を有していた期間その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該申告書に添付しなければならない。

(確定所得申告を要しない場合)

滞税)の規定により延滞税の額の計算をする場合には、当該各号に掲げる期間は、その計算の基礎となる期間に算入しないものとし、同項中「納期限(延納の許可の取消しがあつた場合には、その取消しに係る書面が発せられた日。以下この項並びに第六十三条第一項、第四項及び第五項(納税の猶予等の場合の延滞税の免除)において同じ。)までの期間又は納期限」とあるのは、「所得税法第九十九条各号に掲げる期間の末日」とする。

一 三 同 上

(確定所得申告)

第二百二十条 同 上

2 同 上

3 同 上

一 第一項の規定による申告書に雑損控除、医療費控除、社会保険料控除(第七十四条第二項第五号(社会保険料控除)に掲げる社会保険料に係るものに限る。)、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、損害保険料控除又は寄付金控除に関する事項の記載をする居住者 これらの控除を受ける金額の計算の基礎となる金額その他の事項を証する書類

二 同 上

三 その年において第四編第二章(給与所得に係る源泉徴収)、第三章(退職所得に係る源泉徴収)又は第三章の二(公的年金等に係る源泉徴収)の規定により源泉徴収をされる給与所得、退職所得又は第三十五条第三項(公的年金等の定義)に規定する公的年金等に係る雑所得を有する居住者 第二百二十六条(源泉徴収票)の規定により交付される源泉徴収票

4 同 上

(確定所得申告を要しない場合)

第二百一十一条 その年において給与所得を有する居住者で、その年中に支払を受けるべき第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等（以下この項において「給与等」という。）の金額が二十万円以下であるものは、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第一項の規定にかかわらず、その年分の課税総所得金額及び課税山林所得金額に係る所得税については、同項の規定による申告書を提出することを要しない。ただし、不動産その他の資産をその給与所得に係る給与等の支払者の事業の用に供することによりその対価の支払を受ける場合その他の政令で定める場合は、この限りでない。

一 省略

二 二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受け、かつ、当該給与等の全部について第八十三条又は第九十条の規定による所得税の徴収をされた又はされるべき場合において、イ又はロに該当するとき。

イ 省略

ロ イに該当する場合を除き、その年分の給与所得に係る給与等の金額が百五十万円と社会保険料控除の額、小規模企業共済等掛金控除の額、生命保険料控除の額、地震保険料控除の額、障害者控除の額、寡婦（寡夫）控除の額、勤労学生控除の額、配偶者控除の額、配偶者特別控除の額及び扶養控除の額との合計額以下で、かつ、その年分の給与所得及び退職所得以外の所得金額が二十万円以下であるとき。

2 省略

（還付等を受けるための申告）

第二百二十二条 省略

2 省略

3 第二百二十条第三項から第五項までの規定は、前二項の規定による申告書の提出について準用する。

（確定損失申告）

第二百二十三条 省略

2 省略

3 第二百二十条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による申告書の提出について準用する。

第二百一十一条 同上

一 同上

二 同上

イ 同上

ロ イに該当する場合を除き、その年分の給与所得に係る給与等の金額が百五十万円と社会保険料控除の額、小規模企業共済等掛金控除の額、生命保険料控除の額、損害保険料控除の額、障害者控除の額、寡婦（寡夫）控除の額、勤労学生控除の額、配偶者控除の額、配偶者特別控除の額及び扶養控除の額との合計額以下で、かつ、その年分の給与所得及び退職所得以外の所得金額が二十万円以下であるとき。

2 同上

（還付等を受けるための申告）

第二百二十二条 同上

2 同上

3 第二百二十条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による申告書の提出について準用する。

（確定損失申告）

第二百二十三条 同上

2 同上

3 第二百二十条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による申告書の提出について準用する。

(年の中途で死亡した場合の確定申告)

第二百五条 省 略

2・3 省 略

4 第二百二十条第三項から第五項までの規定は、前三項の規定による申告書の提出について準用する。

5 省 略

(年の中途で出国をする場合の確定申告)

第二百二十七条 省 略

2・3 省 略

4 第二百二十条第三項から第五項までの規定は、前三項の規定による申告書の提出について準用する。

(同族会社等の行為又は計算の否認等)

第二百五十七条 税務署長は、次に掲げる法人の行為又は計算で、これを容認した場

合にはその株主若しくは社員である居住者又はこれと政令で定める特殊の関係のある居住者(その法人の株主又は社員である非居住者と当該特殊の関係のある居住者を含む。第四項において同じ。)の所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その居住者の所得税に係る更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その居住者の各年分の第二百二十条第一号若しくは第三号から第八号まで(確定所得申告書の記載事項)又は第二百二十三条第二項第一号、第三号、第五号若しくは第七号(確定損失申告書の記載事項)に掲げる金額を計算することができる。

一 法人税法第二条第十号(定義)に規定する同族会社

二 イからハまでのいずれにも該当する法人

イ・ロ 省 略

ハ ロに規定する事実がある事業所の所長等の有するその法人の株式又は出資の数又は金額の合計額がその法人の発行済株式又は出資(その法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額の三分の二以上に相当するものと。

2 前項の場合において、法人が同項各号に掲げる法人に該当するかどうかの判定は、同項に規定する行為又は計算の事実のあった時の現況によるものとする。

3 第一項の規定は、同項各号に掲げる法人の行為又は計算につき、法人税法第百

(年の中途で死亡した場合の確定申告)

第二百五条 同 上

2・3 同 上

4 第二百二十条第三項及び第四項の規定は、前三項の規定による申告書の提出について準用する。

5 同 上

(年の中途で出国をする場合の確定申告)

第二百二十七条 同 上

2・3 同 上

4 第二百二十条第三項及び第四項の規定は、前三項の規定による申告書の提出について準用する。

(同族会社等の行為又は計算の否認等)

第二百五十七条 税務署長は、次に掲げる法人の行為又は計算で、これを容認した場合にはその株主若しくは社員である居住者又はこれと政令で定める特殊の関係のある居住者(その法人の株主又は社員である非居住者と当該特殊の関係のある居住者を含む。第三項において同じ。)の所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その居住者の所得税に係る更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その居住者の各年分の第二百二十条第一号若しくは第三号から第八号まで(確定所得申告書の記載事項)又は第二百二十三条第二項第一号、第三号、第五号若しくは第七号(確定損失申告書の記載事項)に掲げる金額を計算することができる。

一 内国法人である法人税法第二条第十号(定義)に規定する同族会社

二 イからハまでのいずれにも該当する内国法人

イ・ロ 同 上

ハ ロに規定する事実がある事業所の所長等の有するその内国法人の株式の数又は出資の金額の合計額がその内国法人の発行済株式の総数又は出資金額(その内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の三分の二以上に相当すること。

2 前項の場合において、内国法人が同項各号に掲げる法人に該当するかどうかの判定は、同項に規定する行為又は計算の事実のあった時の現況によるものとする。

三十二条第一項（同族会社等の行為又は計算の否認）若しくは相続税法第六十四条第一項（同族会社等の行為又は計算の否認等）又は地価税法（平成三年法律第六十九号）第三十二条第一項（同族会社等の行為又は計算の否認等）の規定の適用があつた場合における第一項の居住者の所得税に係る更正又は決定について準用する。

4 税務署長は、合併、分割、現物出資若しくは法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立又は株式交換若しくは株式移転をした一方の法人又は他方の法人の行為又は計算で、これを容認した場合には当該一方の法人若しくは他方の法人の株主若しくは社員である居住者又はこれと第一項に規定する特殊の関係のある居住者の所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その居住者の所得税に関する更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その居住者の各年分の第二百二十条第一項第一号若しくは第三号から第八号まで又は第二百二十三条第二項第一号、第三号、第五号若しくは第七号に掲げる金額を計算することができる。

（国内源泉所得）

第六十一条 この編において「国内源泉所得」とは、次に掲げるものをいう。

一 四 省 略

五 第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等のうち次に掲げるもの

イ 内国法人から受ける第二十四条第一項に規定する剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は基金利息

ロ 省 略

六 十二 省 略

（分離課税に係る所得税の課税標準）

第六十九条 第六十四条第二項各号（非居住者に対する課税の方法）に掲げる非居住者の当該各号に定める国内源泉所得については、他の所得と区分して所得税を課するものとし、その所得税の課税標準は、その支払を受けるべき当該国内源泉所得の金額（次の各号に掲げる国内源泉所得については、当該各号に定める

3 税務署長は、移転法人（合併、分割、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立（以下この項において「合併等」という。）によりその有する資産の移転を行い、又はこれと併せてその有する負債の移転を行った法人をいう。以下この項において同じ。）又は取得法人（合併等により資産の移転を受け、又はこれと併せて負債の移転を受けた法人をいう。以下この項において同じ。）の行為又は計算で、これを容認した場合には当該移転法人若しくは取得法人の株主若しくは社員である居住者又はこれと第一項に規定する特殊の関係のある居住者の所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その居住者の所得税に関する更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その居住者の各年分の第二百二十条第一項第一号若しくは第三号から第八号まで又は第二百二十三条第二項第一号、第三号、第五号若しくは第七号に掲げる金額を計算することができる。

（国内源泉所得）

第六十一条 同上

一 四 同 上

五 同 上

イ 内国法人から受ける利益の配当、剰余金の分配（出資に係るものに限る。）又は基金利息（保険業法第五十五条第一項（基金利息の支払等の制限）に規定する基金利息をいう。）

ロ 同 上

六 十二 同 上

（分離課税に係る所得税の課税標準）

第六十九条 同上

金額)とする。

一 省 略

二 第六十一条第五号に掲げる配当等のうち無記名の株式の剰余金の配当(第二十四条第一項(配当所得)に規定する剰余金の配当をいう。)又は無記名の投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)若しくは特定目的信託の受益証券に係る収益の分配 その支払を受けた金額
三 五 省 略

(源泉徴収義務)

第八十三条 省 略

2 法人の法人税法第二条第十五号(定義)に規定する役員に対する賞与については、支払の確定した日から一年を経過した日までにその支払がされない場合には、その一年を経過した日においてその支払があつたものとみなして、前項の規定を適用する。

(年末調整)

第九十条 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者で、第一号に規定するその年中に支払うべきことが確定した給与等の金額が二十万円以下であるものに対し、その提出の際に經由した給与等の支払者がその年最後に給与等の支払をする場合(その居住者がその後その年十二月三十一日までの間に当該支払者以外の者に当該申告書を提出すると見込まれる場合を除く。)において、第一号に掲げる所得税の額の合計額がその年最後に給与等の支払をする時の現況により計算した第二号に掲げる税額に比し過不足があるときは、その超過額は、その年最後に給与等の支払をする際徴収すべき所得税に充当し、その不足額は、その年最後に給与等の支払をする際徴収してその徴収の日の属する月の翌月十日までに国に納付しなければならない。

一 省 略

二 別表第五により、その年中にその居住者に対し支払うべきことが確定した給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から次に掲げる金額の合計額を控除した金額(当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額)を課税総所得金額とみなして第八十九条第一項(税率)の規定を適用して計算した場合の税額

一 同 上

二 第六十一条第五号に掲げる配当等のうち無記名の株式の利益の配当又は無記名の投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)若しくは特定目的信託の受益証券に係る収益の分配 その支払を受けた金額
三 五 同 上

(源泉徴収義務)

第八十三条 同 上

2 法人が利益又は剰余金の処分による経理をした賞与その他政令で定める賞与については、支払の確定した日から一年を経過した日までにその支払がされない場合には、その一年を経過した日においてその支払があつたものとみなして、前項の規定を適用する。

(年末調整)

第九十条 同 上

一 同 上

二 同 上